

令和 2 年 度

愛 知 県 豊 川 市 予 算 書

目 次

1	一 般 会 計	-----	1 頁
2	特 別 会 計		
(1)	豊川西部土地区画整理事業	-----	11
(2)	豊川駅東土地区画整理事業	-----	15
(3)	公 共 駐 車 場 事 業	-----	19
(4)	国 民 健 康 保 険	-----	23
(5)	後 期 高 齢 者 医 療	-----	27
(6)	土 地 取 得	-----	31
(7)	一 宮 財 産 区 管 理 事 業	-----	35
(8)	赤 坂 財 産 区 管 理 事 業	-----	39
(9)	長 沢 財 産 区 管 理 事 業	-----	43
(10)	萩 財 産 区 管 理 事 業	-----	47
3	企 業 会 計		
(1)	水 道 事 業	-----	51
(2)	下 水 道 事 業	-----	55
(3)	病 院 事 業	-----	59

令和 2 年 度

豊 川 市 一 般 会 計 予 算

第1号議案

令和2年度豊川市一般会計予算

令和2年度豊川市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 64,340,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹本 幸夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市 税		28,980,393
	1 市 民 税	12,040,700
	2 固定資産税	13,114,792
	3 軽自動車税	513,900
	4 市たばこ税	990,000
	5 特別土地保有税	1
	6 入 湯 税	43,000
	7 都市計画税	2,278,000
2 地方譲与税		588,000
	1 地方揮発油譲与税	140,000
	2 自動車重量譲与税	425,000
	3 森林環境譲与税	23,000
3 利子割交付金		25,000
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		154,000
	1 配当割交付金	154,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 法人事業税交付金		48,000
	1 法人事業税交付金	48,000
7 地方消費税交付金		3,700,000
	1 地方消費税交付金	3,700,000
8 ゴルフ場利用税交付金		72,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	72,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1

款	項	金 額
		千円
10	環境性能割交付金	146,000
	1 環境性能割交付金	146,000
11	国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,921
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	15,921
12	地方特例交付金	250,000
	1 地方特例交付金	250,000
13	地方交付税	4,800,000
	1 地方交付税	4,800,000
14	交通安全対策特別交付金	39,000
	1 交通安全対策特別交付金	39,000
15	分担金及び負担金	301,057
	1 負 担 金	301,057
16	使用料及び手数料	961,929
	1 使 用 料	575,221
	2 手 数 料	386,708
17	国庫支出金	9,074,511
	1 国庫負担金	6,001,907
	2 国庫補助金	3,046,060
	3 委 託 金	26,544
18	県支出金	4,683,848
	1 県負担金	2,797,791
	2 県補助金	1,496,372
	3 委 託 金	386,867
	4 県交付金	2,818
19	財産収入	479,692
	1 財産運用収入	458,433

款	項	金 額
	2 財産売却収入	千円 21, 259
20 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
21 繰 入 金		2, 596, 855
	1 特別会計繰入金	1, 594
	2 基金繰入金	2, 595, 261
22 繰 越 金		700, 000
	1 繰 越 金	700, 000
23 諸 収 入		3, 041, 492
	1 延滞金、加算金及び過料	40, 004
	2 市預金利子	136
	3 貸付金元利収入	904, 166
	4 雑 入	2, 097, 186
24 市 債		3, 632, 300
	1 市 債	3, 632, 300
歳 入 合 計		64, 340, 000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		446,835
	1 議 会 費	446,835
2 総 務 費		8,471,167
	1 総務管理費	7,068,904
	2 徴 税 費	766,269
	3 戸籍住民基本台帳費	422,011
	4 選 挙 費	26,423
	5 統計調査費	140,582
	6 監査委員費	46,978
3 民 生 費		27,357,601
	1 社会福祉費	11,621,675
	2 児童福祉費	13,666,709
	3 生活保護費	2,068,617
	4 災害救助費	600
4 衛 生 費		5,197,430
	1 保健衛生費	2,383,039
	2 清 掃 費	2,814,391
5 労 働 費		108,780
	1 労働諸費	108,780
6 農林水産業費		778,550
	1 農 業 費	720,424
	2 林 業 費	58,126
7 商 工 費		1,467,915
	1 商 工 費	1,467,915
8 土 木 費		4,619,073
	1 土木管理費	548,868

款	項	金 額
		千円
	2 道路橋りょう費	1,447,711
	3 河 川 費	128,706
	4 港 湾 費	5,566
	5 都市計画費	2,129,989
	6 住 宅 費	358,233
9 消 防 費		3,094,756
	1 消 防 費	3,094,756
10 教 育 費		5,226,887
	1 教育総務費	628,650
	2 小学校費	1,180,983
	3 中学校費	486,186
	4 社会教育費	807,260
	5 保健体育費	2,123,808
11 災害復旧費		15,500
	1 農林水産施設災害復旧費	6,200
	2 土木施設災害復旧費	9,300
12 公 債 費		5,092,998
	1 公 債 費	5,092,998
13 諸支出金		2,422,508
	1 公営企業費	2,422,508
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		64,340,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	平尾地区市民館費 改築事業費	172,000 千円	令和2年度	94,600 千円
				令和3年度	77,400
		古宿地区市民館費 改築事業費	177,700	令和2年度	124,400
				令和3年度	53,300
		音羽庁舎・音羽文化 ホール空調設備 改修事業費	516,450	令和2年度	61,974
				令和3年度	454,476
9 消防費	1 消防費	防災情報伝達システム 整備事業費	1,451,054	令和2年度	734,656
				令和3年度	716,398

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
設楽ダム水源地域 整備事業負担金	令和3年度 ～令和8年度	82,657 千円
とよかわ文化芸術創造 プラン策定等委託料	令和3年度	13,700
総合保健センター（仮称） 基本計画等策定委託料	令和3年度	21,000
御津1区第2期分譲 用地取得事業費補助 （令和2年度補助分）	令和3年度 ～令和11年度	173,493
国府小学校校舎改修事業 に係る仮設校舎借上料	令和3年度 ～令和4年度	264,000
学校給食センター 調理等委託料	令和3年度 ～令和7年度	653,900千円に物価変動に よる増減額、消費税額及 び地方消費税額を加算し た額

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 施 設 整 備 事 業 費	千円 16,200	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の 見直しを行った 後においては、 当 該 利 率 見 直 し 後 の 利 率）	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただし、市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
公 共 施 設 整 備 事 業 費 （ 特 例 債 ）	204,900	同 上	同 上	同 上
公 共 施 設 整 備 事 業 費 （ 推 進 債 ）	1,024,000	同 上	同 上	同 上
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費 （ 特 例 債 ）	69,300	同 上	同 上	同 上
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費 （ 推 進 債 ）	136,000	同 上	同 上	同 上
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 費 （ 特 例 債 ）	33,300	同 上	同 上	同 上
道 路 新 設 改 良 事 業 費	49,500	同 上	同 上	同 上
道 路 新 設 改 良 事 業 費 （ 特 例 債 ）	44,100	同 上	同 上	同 上
道 路 新 設 改 良 事 業 費 （ 推 進 債 ）	148,200	同 上	同 上	同 上
橋 り ょ う 新 設 改 良 事 業 費	47,500	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費	128,900	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費 （ 特 例 債 ）	80,500	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費 （ 推 進 債 ）	76,800	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費	778,000	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費 （ 特 例 債 ）	78,000	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費 （ 推 進 債 ）	17,100	同 上	同 上	同 上
小 学 校 建 設 事 業 費	38,800	同 上	同 上	同 上
小 学 校 建 設 事 業 費 （ 特 例 債 ）	7,400	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
社会教育施設整備事業費 (特 例 債)	千円 4,700	普通貸借 又は 証券発行	% 年4.0以内（ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合、利率の 見直しを行った後においては、 当該利率見直し後の利率）	政府資金についてはその 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者と 協定する条件による。ただし、 市財政の都合により、 据置期間及び償還期間を短 縮し、又は繰上償還し、若 しくは低利債に借換えする ことができる。
保健体育施設整備事業費 (特 例 債)	249,100	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 費	400,000	同 上	同 上	同 上
計	3,632,300			

令和 2 年度

豊川市東三河都市計画事業豊川西部
土地区画整理事業特別会計予算

第 2 号議案

令和 2 年度豊川市東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業
特別会計予算

令和 2 年度豊川市の東三河都市計画事業豊川西部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 219,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 処 分 金		58,020
	1 処 分 金	58,020
2 使用料及び手数料		80
	1 手 数 料	80
3 財産収入		3
	1 財産売払収入	3
4 繰 入 金		132,057
	1 他会計繰入金	132,057
5 繰 越 金		29,415
	1 繰 越 金	29,415
6 諸 収 入		25
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	24
歳 入 合 計		219,600

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,938
	1 管 理 費	1,938
2 事 業 費		216,862
	1 工 事 費	216,862
3 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		219,600

令和 2 年度

豊川市東三河都市計画事業豊川駅東
土地地区画整理事業特別会計予算

第3号議案

令和2年度豊川市東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業 特別会計予算

令和2年度豊川市の東三河都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 処 分 金		24,717
	1 処 分 金	24,717
2 使用料及び手数料		40
	1 手 数 料	40
3 繰 入 金		214,912
	1 他会計繰入金	214,912
4 繰 越 金		50,000
	1 繰 越 金	50,000
5 諸 収 入		31
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	30
歳 入 合 計		289,700

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,691
	1 管 理 費	1,691
2 事 業 費		287,209
	1 工 事 費	287,209
3 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		289,700

令和2年度

豊川市公共駐車場事業特別会計予算

第4号議案

令和2年度豊川市公共駐車場事業特別会計予算

令和2年度豊川市の公共駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 事業費収入		80,561
	1 使 用 料	80,561
2 財産収入		617
	1 財産運用収入	617
3 繰 入 金		150,834
	1 基金繰入金	150,834
4 繰 越 金		86
	1 繰 越 金	86
5 諸 収 入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		232,100

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 208,662
	1 管 理 費	208,662
2 公 債 費		22,438
	1 公 債 費	22,438
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		232,100

令和 2 年度

豊川市国民健康保険特別会計予算

第5号議案

令和2年度豊川市国民健康保険特別会計予算

令和2年度豊川市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,223,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		3,507,198
	1 国民健康保険料	3,507,198
2 国民健康保険税		1,703
	1 国民健康保険税	1,703
3 使用料及び手数料		5
	1 手 数 料	5
4 県支出金		10,286,559
	1 県補助金	10,286,559
5 財産収入		912
	1 財産運用収入	909
	2 財産売却収入	3
6 繰 入 金		1,171,154
	1 他会計繰入金	1,171,154
7 繰 越 金		230,000
	1 繰 越 金	230,000
8 諸 収 入		26,069
	1 延滞金及び過料	10,002
	2 市預金利子	10
	3 雑 入	16,057
歳 入 合 計		15,223,600

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		210,748
	1 総務管理費	194,325
	2 徴 収 費	16,188
	3 運営協議会費	235
2 保険給付費		10,227,873
	1 療養諸費	9,027,494
	2 高額療養費	1,120,548
	3 移 送 費	101
	4 出産育児諸費	67,200
	5 葬祭諸費	12,500
	6 結核医療付加金諸費	30
3 国民健康保険事業費納付金		4,612,050
	1 医療給付費分納付金	3,174,435
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,063,619
	3 介護納付金分納付金	373,996
4 保健事業費		143,299
	1 特定健康診査等事業費	122,333
	2 保健事業費	20,966
5 基金積立金		909
	1 基金積立金	909
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸支出金		20,720
	1 償還金及び還付加算金	20,720
8 予 備 費		8,000
	1 予 備 費	8,000

款	項	金 額
		千円
	歳 出 合 計	15,223,600

令和 2 年 度

豊川市後期高齢者医療特別会計予算

第 6 号議案

令和 2 年度豊川市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度豊川市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,866,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,325,396
	1 後期高齢者医療保険料	2,325,396
2 繰 入 金		468,649
	1 他会計繰入金	468,649
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		72,654
	1 延滞金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	4,340
	3 市預金利子	20
	4 受託事業収入	68,282
	5 雑 入	10
	歳 入 合 計	2,866,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		27,957
	1 総務管理費	19,316
	2 徴 収 費	8,641
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,760,542
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,760,542
3 保健事業費		72,860
	1 保健事業費	72,860
4 諸支出金		4,341
	1 償還金及び還付加算金	4,340
	2 繰 出 金	1
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,866,700

令和 2 年 度

豊 川 市 土 地 取 得 特 別 会 計 予 算

第 7 号議案

令和 2 年度豊川市土地取得特別会計予算

令和 2 年度豊川市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 293,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 基金借入金		101,000
	1 基金借入金	101,000
2 財産収入		190,528
	1 財産運用収入	1,594
	2 財産売却収入	188,934
3 繰越金		1,470
	1 繰越金	1,470
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		293,000

歳 出

款	項	金 額
1 事 務 費		千円 80
	1 事 務 費	80
2 土地取得費		102, 127
	1 土地取得費	102, 127
3 諸支出金		190, 593
	1 土地開発基金費	189, 000
	2 他会計繰出金	1, 593
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		293, 000

令和 2 年度

豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

第 8 号議案

令和 2 年度豊川市一宮財産区管理事業特別会計予算

令和 2 年度豊川市の一宮財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 93
	1 財産運用収入	91
	2 財産売却収入	2
2 繰 入 金		313
	1 基金繰入金	313
3 繰 越 金		393
	1 繰 越 金	393
4 諸 収 入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		800

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 500
	1 総務管理費	500
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		800

令和 2 年 度

豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

第 9 号議案

令和 2 年度豊川市赤坂財産区管理事業特別会計予算

令和 2 年度豊川市の赤坂財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		910
	1 財産運用収入	908
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		70
	1 基金繰入金	70
4 繰越金		1,480
	1 繰越金	1,480
5 諸収入		339
	1 市預金利子	1
	2 雑入	338
歳 入 合 計		2,800

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,500
	1 総務管理費	2,500
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		2,800

令和 2 年 度

豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

第 10 号議案

令和 2 年度豊川市長沢財産区管理事業特別会計予算

令和 2 年度豊川市の長沢財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		44
	1 財産運用収入	42
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		2,162
	1 基金繰入金	2,162
4 繰越金		1,491
	1 繰越金	1,491
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		3,700

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 3,200
	1 総務管理費	3,200
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		3,700

令和 2 年 度

豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

第 1 1 号議案

令和 2 年度豊川市萩財産区管理事業特別会計予算

令和 2 年度豊川市の萩財産区管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 1
	1 県補助金	1
2 財産収入		364
	1 財産運用収入	362
	2 財産売却収入	2
3 繰入金		3,785
	1 基金繰入金	3,785
4 繰越金		4,248
	1 繰越金	4,248
5 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		8,400

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 7,600
	1 総務管理費	7,600
2 予 備 費		800
	1 予 備 費	800
歳 出 合 計		8,400

令和2年度

豊川市水道事業会計予算

第12号議案

令和2年度豊川市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	186,800 人
(2) 給 水 戸 数	79,830 戸
(3) 年 間 総 給 水 量	20,561,000 m ³
(4) 一 日 平 均 給 水 量	56,332 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
営業用設備整備事業	342,207 千円
配水管布設事業	1,070,083 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,640,459 千円
第1項 営 業 収 益	3,263,209 千円
第2項 営 業 外 収 益	377,247 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,169,978 千円
第1項 営 業 費 用	3,024,236 千円
第2項 営 業 外 費 用	95,200 千円
第3項 特 別 損 失	45,542 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,503,057 千円は、減債積立金 100,000 千円、建設改良積立金 84,115 千円、過年度分損益勘定留保資金 457,408 千円、当年度分損益勘定留保資金 748,692 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 112,842 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	287,172 千円
第1項 負 担 金	279,882 千円
第2項 固定資産売却代金	7,290 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,790,229 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,523,143 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	267,086 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上 下 水 道 料 金 シ ス テ ム 利 用 料	令和3年度～令和7年度	千円 43,523

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出	第1項 営 業 費 用	第2項 営 業 外 費 用
	第3項 特 別 損 失	
(2) 資本的支出	第1項 建 設 改 良 費	第2項 企 業 債 償 還 金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

346,832 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,600 千円と定める。

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

令和 2 年 度

豊 川 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

第13号議案

令和2年度豊川市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	160,100 人
(2) 水洗化人口	147,500 人
(3) 年間総処理水量	17,352,000 m ³
(4) 一日平均処理水量	47,540 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
公共下水道污水管渠整備事業	1,123,899 千円
特定環境保全公共下水道污水管渠整備事業	637,751 千円
雨水管渠整備事業	211,325 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,303,611 千円
第1項 営業収益	2,912,991 千円
第2項 営業外収益	1,262,912 千円
第3項 特別利益	127,708 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,979,767 千円
第1項 営業費用	3,763,142 千円
第2項 営業外費用	214,821 千円
第3項 特別損失	804 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,608,885 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収
支調整額 88,007 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,221,637 千円、繰越利益剰余金
処分別 166,022 千円及び当年度利益剰余金処分別 133,219 千円で補てんするものとす

る。) 。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,918,804 千円
第1項 企 業 債	1,351,800 千円
第2項 負担金及び分担金	42,837 千円
第3項 固定資産売却代金	52 千円
第4項 出 資 金	78,829 千円
第5項 補 助 金	445,286 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3,527,689 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,110,579 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,417,110 千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 費 事 業 費	千円 1,351,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 年 4.0 以内 (た だし、利率見直し 方式で借り入れ る場合、利率の見 直しを行った後 においては、当該 利率見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する 条件による。ただし、企 業財政の都合により、 据置期間及び償還期間 を短縮し、又は繰上償 還し、若しくは低利債 に借換えすることがで きる。
計	1,351,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収 益 的 支 出 第1項 営 業 費 用 第2項 営 業 外 費 用

第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

256,627 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24,154千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金 176,959 千円のうち、166,022 千円及び当年度利益剰余金 236,550 千円のうち、133,219 千円は、次のとおり処分するものと定める。

299,241 千円

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

令和 2 年 度

豊 川 市 病 院 事 業 会 計 予 算

第 14 号議案

令和 2 年度豊川市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	527 床
(2)	年 間 入 院 患 者 数	166,075 人
(3)	年 間 外 来 患 者 数	302,535 人
(4)	一日平均入院患者数	455 人
(5)	一日平均外来患者数	1,245 人
(6)	主要な建設改良事業	
	機械器具整備事業	1,368,327 千円
	総合医療情報システム更新事業	330,467 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	15,809,142 千円
第 1 項 医 業 収 益	14,584,098 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	1,220,463 千円
第 3 項 特 別 利 益	4,581 千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	16,601,915 千円
第 1 項 医 業 費 用	16,117,403 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	468,511 千円
第 3 項 特 別 損 失	15,001 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 521,318 千円は、過年度分損益勘定留保資金 516,868 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,450 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,033,523 千円
第1項 企 業 債	1,130,000 千円
第2項 負 担 金	403,493 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 投 資 回 収 金	10 千円
第5項 寄 附 金	10 千円
第6項 基 金 繰 入 金	500,000 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,554,841 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,746,893 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	806,988 千円
第3項 投 資	960 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
機 械 器 具 整 備 事 業 費	千円 1,130,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合、利率の見直しを行っただ後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還し、若しくは低利債に借換えすることができる。
計	1,130,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

